

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	福井県あわら市

あわら市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 あわら市経済産業部
農林水産課鳥獣害対策室
所在地 福井県あわら市市姫三丁目 1 番 1 号
電話番号 0776-73-1221
FAX 番号 0776-73-1350
メールアドレス chojyugai@city.awara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類（ハクビシン、アライグマ、アナグマ、イタチ、タヌキ、キツネ、テン）、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス）、ツキノワグマ、ドバト、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	あわら市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、そば、甘藷 野菜（キャベツ等）	4.27ha 6,086千円
中獣類	野菜（スイカ、メロン） 果樹（ブドウ等）	0.12ha 908千円
カラス類	水稲、果樹（ナシ）	0.24ha 829千円
ニホンジカ ツキノワグマ	樹木（杉、ヒノキ等）	3ha

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 山間部・山際の広い範囲で出没しており、集落や農家が中心となり侵入防止柵の設置を行っている地区では被害が減少しているが、周辺の柵未整備地区へイノシシが拡散し、被害が拡大している。 農作物は水稲、根菜類等の被害が多く、主に収穫期における食害や、踏み倒しなどが発生している。また、農作物被害にとどまらず、家庭菜園、庭、道路及び法面、公園、ゴルフ場などで掘り起こしによる被害が発生している。</p>
<p>【中獣類】 市内全域に出没しており、果樹・野菜の農作物食害や、民家や寺社仏閣の屋根裏等に侵入し、足音による騒音や、糞尿による建造物損壊などの被害が発生している。 甘いものを好む傾向があり、果樹をはじめ、糖度の高い果菜類がよく狙われている。農業被害調査で情報を収集しているが、家庭菜園の被害や、民家や寺社仏閣での被害など、潜在的な被害があると予想される。</p>
<p>【カラス類】 市内全域に出没しているが、特に坂井北部丘陵地に多く、野菜、果樹などの食害による農作物被害が発生している。また、水稲直播田において活着期を中心に踏み荒らしや食害の被害が発生している。</p>

<p>【ニホンジカ】</p> <p>市東部の山中で定着や繁殖が確認されており、樹皮剥ぎ被害が発生している。農業被害は今のところ発生していないが、繁殖能力が高いため、今後生息数の増加により、山間部・山際地域での農業被害が懸念される。</p>
<p>【ツキノワグマ】</p> <p>主に市東部の山中に生息し、樹皮剥ぎ被害が発生している。近年、山間部・山際地域の人里への出没が頻繁に確認されており、特にブナなどの木の実が凶作の年は大量出没している。過去には人身被害も発生したこともあり、今後も人身被害の発生が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	7,825 千円	5,400 千円
被害面積	4.6 ha	3.0 ha
	約30%削減	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人福井県猟友会の市内各支部員より有害鳥獣捕獲隊を編成し、有害鳥獣捕獲を実施 ○捕獲隊への物品貸与 <ul style="list-style-type: none"> ・各種わな器具 ・檻作動検知機器 ・赤外線センサー機器 ・捕獲に使用する物品 ○イノシシ捕獲檻の見回り・給餌を行う集落に対し、管理費等の助成 ○集落のイノシシ檻管理者向けの捕獲補助者講習会の開催 ○狩猟免許の新規取得に要する経費の補助 ○捕獲個体焼却の委託 ○あわら市鳥獣害対策協議会で、補助事業を活用し、捕獲器材の整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノシシ 捕獲檻の定期的な管理が必要。集落ぐるみでの活動が困難な地域では、新たな体制整備が必要である ○中獣類 住宅被害相談に基づいて檻を設置しているが、生息拡大に捕獲が追い付いていない ○カラス類 銃器による駆除や捕獲檻での捕獲は少数のため、全体的な個体数の削減にはなっていない ○サル 山際の集落で、ハナレザルと思われる個体の目撃情報が寄せられているが、追い払い及び捕獲体制が未整備である ○シカ 山間部・山際地域において目撃情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ用箱わな 95 基 ・囲いわな 5 基 ・くくりわな 20 基 ・中獣類用小型檻 80 基 <p>○坂井森林組合が事業主体となり、山中でのシカ捕獲を実施</p> <p>○外来生物法に基づくアライグマ捕獲従事者講習会の開催</p>	<p>が多数寄せられているが、捕獲体制が未整備である</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○あわら市鳥獣害対策協議会で、補助事業を活用し、防護柵の整備を実施</p> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵 L=78,458m ・電気柵 L=79,105m ・ワイヤークラス A=1,848a <p>○集落ぐるみの取組みを推進するため、各集落を巡回し、固定柵や電気柵、捕獲檻の設置場所等の点検と指導を実施</p>	<p>○各地区での個別対策となっていることから、効果的な柵の配置となっていない箇所がある</p> <p>○防護柵の維持管理は、特定個人に労務が集中することが多く、担い手の高齢化により、集落での活動が困難になっている</p> <p>また、柵が適切に管理されていないことから、侵入されている事例がある</p> <p>○防護柵を設置してから長年経過したことにより、経年劣化による補修が困難な箇所が出ている</p> <p>○道路、水路等で柵による遮断ができない箇所があり、グレーチング設置等の措置が必要</p> <p>○果樹園にカラス侵入防止用ワイヤークラスを設置したが、クラスのわずかな隙間からの侵入がみられる</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○あわら市鳥獣害対策協議会で、補助事業を活用し、緩衝帯の整備や、放任果樹の伐採等を実施</p> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯 A=57.88ha <p>○集落ぐるみの取組みを推進するため、各集落の巡回を行い、放任果樹の撤去及び藪の撤去指導を実施</p>	<p>○田畑に無造作に捨てられている野菜や、廃果置場の鳥獣対策が不十分</p> <p>○集落の人口減少と共に、人が住んでいない家屋の庭先にある果樹が放置されている</p>

(5) 今後の取組方針

○イノシシ対策

各集落でイノシシを寄せ付けない環境づくりや侵入防止対策を強化していく。集落点検を定期的実施し、各集落に応じた対策を検討していく。また、固定柵や電気柵の整備・更新を進めるとともに、維持管理の必要性を周知していく。

河川や道路といった遮断が困難な場所から田畑に侵入する事例があり、固定柵と電気柵を併用して設置することで、防護効果の強化を図っていく。

捕獲に際しては、捕獲隊、捕獲補助者と連携し、「加害個体の除去」を目的に行っていく。

○シカ対策

生息域拡大を未然に防止するため、森林組合等と連携し、情報収集を行うとともに、捕獲器材の整備や、森林組合員又はあわら市有害鳥獣捕獲隊に対し捕獲技術研修受講を促し、個体数削減に取り組む。

○サル対策

加害個体の詳細把握に努め、必要に応じてサル用檻での捕獲を実施する。また、誘因物となる放棄作物や放任果樹に対する集落ぐるみの管理体制の構築を図る。

○中獣類対策

狩猟免許取得助成や対策研修会の実施等により、恒常的な捕獲体制の構築を図る。また、アライグマ捕獲従事者講習会を開催し、狩猟免許を持たなくてもアライグマを捕獲できる体制整備に努める。

○カラス類対策

従来の銃器を用いた駆除や、檻を用いた捕獲を実施するほか、カラスの鳴き声を活用した追い払いを実施する。今後は、ドローン等を活用した追い払いなども検討してゆく。

また、北部丘陵地の梨園で被害が発生していることから、防護柵としてテグスやワイヤーを用いた柵の普及促進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

一般社団法人福井県猟友会芦原支部及び金津支部に有害鳥獣駆除事業を委託し、猟友会会員により有害鳥獣捕獲隊を編成し、被害発生地域において捕獲活動を行う。

また、協議会加盟集落で捕獲補助者を選任し、捕獲檻のエサやりや草刈りなどの維持管理を徹底し捕獲強化に努める。

※ 令和4年度 あわら市有害鳥獣捕獲隊員 25名

令和4年度 あわら市鳥獣害対策協議会加盟集落 45集落

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ 中獣類 カラス類 ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県補助金を活用した防除対策及び捕獲を推進する ・捕獲の担い手確保のため、狩猟免許新規取得への支援を行う ・研修会及び集落点検による捕獲技術や体制の強化を図る ・捕獲檻及びくくり罠、猟銃による捕獲を行う

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>捕獲計画数は、過去の実績と生息環境、今後の生息状況及び捕獲対策強化を踏まえて次の表のとおりとする。</p> <p>【近年の捕獲実績】</p> <p>○イノシシ 令和2年度 195頭、令和3年度 91頭、令和4年度 111頭</p> <p>○中獣類 令和2年度 142頭、令和3年度 128頭、令和4年度 97頭</p> <p>○カラス類 令和2年度 19羽、令和3年度 64羽、令和4年度 43羽</p> <p>○シカ 令和2年度 1頭、令和3年度 1頭、令和4年度 1頭</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	5年度	6年度	7年度	
イノシシ	200	250	300	
ニホンジカ	10	10	10	
ニホンザル	5	5	5	
中獣類	150	150	150	ハクビシ、アライグマ等
カラス類	70	70	70	

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ 被害集落周辺で、箱罠・くくりわな等を用いた捕獲を実施</p> <p>○中獣類 被害集落周辺で、箱罠を用いた捕獲を実施</p> <p>○カラス類 被害集落周辺で、箱罠・銃器を用いた捕獲を実施</p> <p>○ニホンジカ 坂井森林組合と連携し、箱罠・くくりわな等を用いた捕獲を実施</p> <p>○ニホンザル 被害が出た際に、檻を用いた捕獲を実施</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの捕獲は、箱罠やくくりわな、ライフル銃以外の銃の使用を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
	5～7年度	
イノシシ ニホンジカ 中獣類	ワイヤーメッシュ柵・金網柵	9,000m
	電気柵	6,000m
カラス類	ワイヤーゲージ柵	1.0ha

※耐用年数を過ぎた柵を更新するものを含む

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	5～7年度	
イノシシ ニホンジカ 中獣類 カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・設置したワイヤーメッシュ柵・金網柵の地域住民による管理、補修 ・地域住民による電気柵の設置及び撤去管理 ・設置した柵や捕獲に関する集落点検の開催 	

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

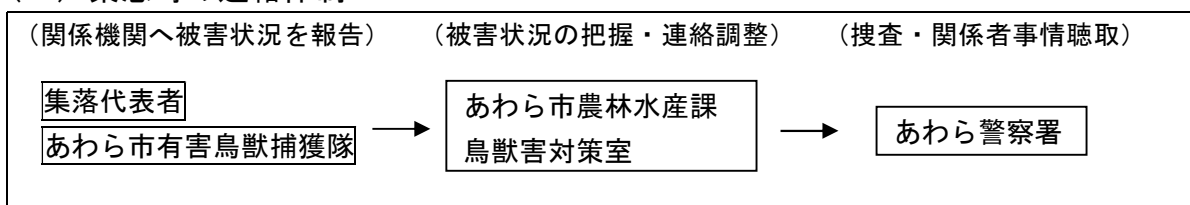
年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ 中獣類 カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民による固定柵の維持管理 ・緩衝帯設置及び設置後の維持管理 ・放任果樹の除去推進 ・集落点検及び地区説明会の開催等 ・カラスの音声を活用した追い払い <p>※有効的な新しい被害防止対策方法が開発された際は、試験的な導入も含めて、積極的に利用していく</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
あわら市農林水産課鳥獣害対策室	被害状況の把握、住民への周知・啓発、各種団体との連絡調整
あわら警察署	被害状況の捜査、関係者への事情聴取、住民の安全確保及び周知
あわら市有害鳥獣捕獲隊	被害状況の把握、対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、有害鳥獣の捕殺後は、業者委託による焼却又は自家消費とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	安全面や採算性の観点から、ジビエの利用促進については慎重に検討していく。
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(2) 処理加工施設の実施

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	あわらし鳥獣害対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
福井県猟友会 金津支部 " 芦原支部	有害鳥獣捕獲隊の編成
被害集落の代表者	侵入防止柵管理、有害鳥獣捕獲隊への作業協力
J A福井県 金津支店 " 芦原支店	被害状況の把握、鳥獣被害対策の推進
あわらし市	情報提供、被害防止対策等の指導等、協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福井県坂井農林総合事務所	被害防除技術指導等
坂井森林組合	被害情報提供、林業被害防除の推進
福井県中山間農業・畜産課	被害防除技術指導等、被害情報提供、農業被害防除の推進
福井県自然環境課	被害情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員及び鳥獣害対策協議会役員、猟友会により鳥獣被害対策実施隊を編成し、被害相談に基づいて現場対応を行う。また、鳥獣被害防止計画の策定や、各種対策方針について検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業人口減少による耕作放棄地や生活環境の変化に伴い、荒地が増え続け、人里や集落周辺で獣の棲み処や隠れ場が拡大している。このため、集落ぐるみで鳥獣害対策に取り組めるよう研修会等を開催し、野生動物の生態や被害状況、被害防止に係る知識や技術等に関する情報提供を行い、各集落や農家が自発的な被害対策を実施する体制づくりの推進を図ってゆく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本市のイノシシ捕獲マニュアルに基づき、捕獲に従事する者の法令遵守と安全性の確保に努める。また、地域住民、有害鳥獣捕獲隊、行政が一体となって鳥獣害対策に取り組む体制を推進する。